

東通村原子力発電所安全対策委員会開催 ～固体廃棄物貯蔵所の増設などについて説明～

五月二十四日、東通村防災センターにおいて、東通村原子力発電所安全対策委員会が開催されました。この委員会は、村内の関係団体等により構成されており、原子力発電所の状況の報告や確認などを同様に、様々な対応をしていくため設置しているのです。

東北電力一号機については、本年四月二十八日に、安全協定に基づき、「固体廃棄物貯蔵所の増設」に関する事前了解の申し入れがあつたことから、本委員会にご説明し、ご意見等を伺いました。

委員からは、「ドラム缶の腐食対策」についてのご質問があり、東北電力株より「固体廃棄物貯蔵所は結露しないよう除湿しており、ドラム缶が腐食することはないと考えて



越善村長あいさつ



委員からのご質問



会議の状況

安全協定に基づく事前了解

原子力発電所の安全確保は、事業者である東北電力株が責任を持って取り組み、また、国が法令等により安全の規制を行っていますが、村としても村民の安全と安心を確保するため、東通村・青森県・東北電力株の3者による「安全協定」を締結しています。

この安全協定では、平常時や異常時の通報連絡、発電所への立入調査や適切な措置の要求、そして、損害賠償などについて定めています。

その一つとして、東北電力株が発電所や関連する施設の増設や変更等を行うため、国へ変更等の申請を行う場合には、事前に村の了解を得る(事前了解)こととしています。

※安全協定については、ホームページ「東通村の原子力」(<http://www.atom-higashidoori.jp/>)にも掲載していますのでご覧ください。